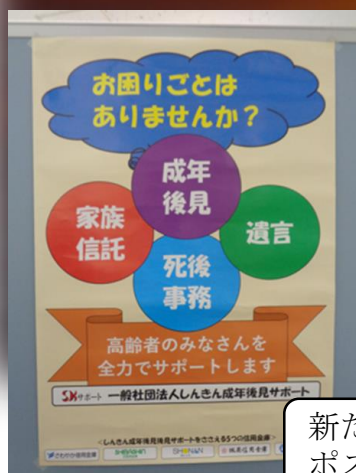


新年おめでとうございます



新たに作製した
ポスター



城南信用金庫本店に
掲載されたポスター



2025年度第2回理事会を10月23日（木）に開催しました。当日は、今までの理事会と異なり、都合により理事会の会場に参集できなかった監事さんとZoomを利用した初めてのオンライン会議となりました。このオンライン会議における機器の操作手順等につきましては、城南信用金庫さんの全面的な協力をいただきました。

2025年11月5日（水）に亀有信用金庫本店にて、支店長、本部部長の職員（約40名）の方々を対象に、吉原理事長を中心に講師となって、家族信託の基本的な内容から、高齢者との取引の多い信用金庫にとって家族信託による高齢者対策の重要性及び信用金庫としての対応等についての講習会を開催しました。



SKサポートは、なぜ家族信託に力を入れているのでしょうか？

高齢者ご本人のみならず、そのご家族の支援をするためです。

「不動産」を例にとって説明しましょう。

「不動産を所有しているご本人」の判断能力が衰えてしまった場合、不動産の売却、所有している賃貸物件の契約の更新、金融機関から受けている融資契約の延長や条件変更等ができなくなり、ご本人が亡くなるまで不動産に関する各種契約を凍結せざるを得ず、八方ふさがりの状況になってしまいます。

そこで、こうした状況を打開するため、成年後見制度を利用することになりますが、現在の成年後見制度では、後見人は、不動産の所有者である判断能力が衰えた被後見人（ご本人）のメリットになる活動を行うことが目的ですので、ご親族のメリットになるか否かには関係なく、被後見人のためになると判断した場合に限って、後見人が被後見人に代わって不動産関連の各種契約の対応をすることになりますので、必要に応じた臨機応変でスムーズな対応ができません。

そこで、登場するのが「家族信託」です。

基本的には、家族信託はご本人に判断能力があるうちに公正証書で契約書を作成し、ご本人が「委託者」、信頼できる親族が「受託者」、ご本人等が「受益者」になり、ご本人の所有する不動産に対して、「受託者」等の氏名を記載した変更登記を法務局に申請（通常、司法書士に依頼する）し、登記が完了すると当該不動産の管理をすべて「受託者」に任せることになります。

こうして当該不動産は、「委託者」兼「受益者」であるご本人の判断能力が衰えた後も「受託者」により不動産の売却や賃貸不動産における居住者との契約更新等がスムーズに行え、ご本人の親族にとって大きなメリットが発生します。

また、「委託者」ご本人に融資をしていた金融機関にとっても、「受託者」による融資期間の延長や条件変更、期限前完済等が可能となり、「融資の凍結」や「契約の遅延」という不安要素を解決することができ、大きなメリットとなります。

但し、ここで重要なことは、「受託者」が私利私欲に走ってはいないかを監視することです。家族信託契約書に則って正しく業務を行っているのかについての監視を「受益者」であるご本人等やご本人等の判断能力が衰えた後は「受益者代理人」または「信託監督人」（家族信託契約書に記載しておく）が行うことになります。

SKサポートは、「家族信託」の作成支援を行うことにより、高齢者ご本人、ご親族、さらには金融機関とのスムーズな「橋渡し」をしているのです。

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数（各月末）		2025年 12月	2025年 9月
法定後見受任		43	43
類型	後見	32	32
	保佐	6	6
	補助	5	5
任意後見契約（後見人指定）		207	202
種類	見守り業務	3	3
	委任業務	26	25
	任意後見業務	2	2

累計件数（各月末）		2025年 12月	2025年 9月
遺言執行者指定		841	820
遺言執行終了		107	101
死後事務委任契約		113	109
死後事務終了		20	19
家族信託契約書作成支援		821	795

（各計数は必要に応じて補正してあります）

